

決算特別委員会会議録

I 日 時 令和6年11月15日（金）

午前10時01分開会

午前10時47分閉会

II 場 所 大会議室

III 出席委員

| | |
|-------|--------|
| 委員 長 | 五十嵐 務 |
| 副委員 長 | 奥野 詠子 |
| 理 事 | 川上 浩 |
| 〃 | 八嶋 浩久 |
| 〃 | 澤崎 豊 |
| 〃 | 針山 健史 |
| 〃 | 安達 孝彦 |
| 委 員 | 佐藤 則寿 |
| 〃 | 尾山 謙二郎 |
| 〃 | 光澤 智樹 |
| 〃 | 大井 陽司 |
| 〃 | 嶋川 武秀 |
| 〃 | 寺口 智之 |
| 〃 | 鍋嶋 慎一郎 |
| 〃 | 瀧田 孝吉 |
| 〃 | 立村 好司 |
| 〃 | 谷村 一成 |
| 〃 | 庄司 昌弘 |
| 〃 | 大門 良輔 |
| 〃 | 瀬川 侑希 |
| 〃 | 藤井 大輔 |
| 〃 | 種部 恭子 |
| 〃 | 岡崎 信也 |

| | | | |
|---|---|-----|-----|
| 委 | 員 | 川島 | 国 |
| | 〃 | 井加田 | まり |
| | 〃 | 永森 | 直人 |
| | 〃 | 瘡師 | 富士夫 |
| | 〃 | 篠岡 | 貞郎 |
| | 〃 | 武田 | 慎一 |
| | 〃 | 火爪 | 弘子 |
| | 〃 | 宮本 | 光明 |
| | 〃 | 鹿熊 | 正一 |
| | 〃 | 菅沢 | 裕明 |
| | 〃 | 米原 | 蕃 |

IV 会議に付した事件

- 1 決算特別委員会審査報告書（案）について
- 2 今後の日程について
- 3 その他

V 議事の経過概要

- 1 決算特別委員会審査報告書（案）について

決算特別委員会審査報告書（案）の本文について事務局から、要望指摘事項については奥野副委員長及び各理事からそれぞれ説明が行われた。

要望指摘事項について、菅沢委員から「(1) 能登半島地震による被害からの復旧・復興の促進について」について、庄司委員から「(2) 本庁舎からの移転所属の解消について」について意見があり、委員長からは、この取扱いについては一任いただきたいとの発言があった。

- 2 今後の日程について

事務局から、今後の委員会開催日程等について説明があった。

(主な発言の要旨)

五十嵐委員長 それでは、これまでの説明について、何か御質問等ありましたら御発言願います。

菅沢委員 要望指摘事項の全部局共通の「(1) 能登半島地震による被害からの復旧・復興の促進について」ですね。

この案件については私も関わっておりますけれども、もう少し明確にしたほうが良いという点があります。

1つは、この能登半島地震に伴う復旧・復興の関係で大事なことは、復興財源、関連する財源をしっかりと確保すること。国がちゃんとやってくれなかったら、県自らがやるくらいの姿勢を強く求めるべきだと思っております。

2つ目は、復旧・復興に関連して、石川県の能登地方と富山県の氷見、高岡、射水を中心にした災害の現場とでは格差があります。地域にかかわらず平等な支援を求めるということ。これも国がやらなければ県がやるくらいの構えが必要です。

財源のことについて言いますと、御承知のように、石川県は、当初539億8千万円の復興基金を創設して対応しております。富山県は、この復興基金がなくて、国支出金や地方債、一般財源で対応しております。それで一般財源のうち、富山県は特別交付税で対応しているということはよく言われますが、29億円の一般財源のうち16億円にすぎません。こういう国の財源対応の中でどういう違いが出てきているかということです。

石川県の復興基金の場合は、御承知のように、国の制度の隙間となっている被災者支援に活用できるということを使い道の自由度が高くて、国補助金の支給要件に該当しないような事業や、複数年にまたがる事業についても財源対応がなされております。こういう中から、どういうことが行われているか。

例えば、いわゆる耐震化ですね。液状化による耐震化、さらには一般的な昭和56年5月以前の木造建築物に対する耐震化で、富山県の補助は最高120万円ですけれども、石川県は180万円となっております、明確に復興財源を充てるとしております。

さらには、私たちの議会でも議論になった文化財、寺社等に対する支援事業も、石川県はかなり柔軟にしておりますが、そういうことも復興財源が背景にあります。

そういう財源による復旧・復興事業の施策の違いは、何としても問題にしなければなりません。私が強調したいのは、国に対して財源措置を求めると同時に、国がやらなかったら県がやるぐらいの構えを議会としてしっかり求めると。財源の確保、いろいろ大変かもしれないけれども。

2つ目の、いわゆる地域にかかわらず平等な支援をという観点で言いますと、御承知のように被災者生活再建支援事業というのは、いわゆる300万円の限度がありますが、これは長い間据え置かれてきた経過があって極めて不十分でした。さらにつけ加えて、いわゆるプラスの支援として地域福祉推進支援臨時特例交付金事業がありましたが、御承知のように、これは高齢者や住民税非課税世帯、独り親世帯、被災により離職をした世帯やローンの一定以上の残債を持っている世帯に対する特別の支援制度、交付金事業で、石川県の能登6市町だけに適用されました。富山県は、なぜ氷見や高岡や射水で適用がないのか。

被災の規模とかはかなり違いがありますが、質において、深刻さにおいて全く違いはないと思っております。本県においても2万戸を超える住宅被災がありましたし、様々な形で今も住民の人たちや中小企業を中心に深刻な困難が続いているわけでありますので、いろいろな意味で、こういうことに格差が出てきているということを見なければならない

だと思っております。

決算特別委員会では、復旧・復興については令和6年1月から3月の事案が審議の対象になりますけれども、この大事な時期に、富山県の場合は専決処分で、この1月と2月に相当大きな補正をしているのでありますが、この専決処分というやり方もいろいろ問題があります。ちゃんと被災の現状を踏まえた予算対応、施策の対応の議論が議会でも必要だったわけで、そういうことが十分に行われてこなかったという経過もあって、先ほどからの重大な案件についての議会の論議も不十分だったと、私は自分自身の反省もあるわけでありまして。

いずれにいたしましても、決算の場でございますから限られたところではありますが、こういった当初における財源措置の問題や施策の格差の問題が、その後ずっと新年度に入っても今日まで尾を引いていると指摘をせざるを得ないわけでありまして。

以上の観点を踏まえて、(1)の要望指摘事項について、さらに深めたものにしていただきたい。

国のほうは、今、選挙が終わりました、臨時国会が12月に入ったら招集されると思います。その中で議論される、いわゆる経済対策の一番の柱は能登の復旧・復興の案件であります。これにはしっかりと富山県も含まれることになっておりますので、決算事項とはちょっと関係ありませんが、当面のことではありますが、ずっと関連しているということ、しっかりとこの国の補正予算を注視していくと。これを踏まえて、県も11月議会の中でしっかりと対応するように、国の予算の時期とちょっとずれることになるかもしれませんが、県としても、抜かりなく、しっかりと国の動きを注視していく必要があるかと思っております。

五十嵐委員長 ありがとうございます。ほかに発言ござい

ませんでしょうか。

庄司委員 要望指摘事項の「(2) 本庁舎からの移転所属の解消について」、少し気づいたことを発言させていただきたいと思います。

実際に出ていっている所属はありますが、外に出ていくメリットもあると思っています。ですから、今、実際出ていった所属をただ元に戻すというのではなくて、どこを外に出して、どこを戻してくるのか、どこを集約するのか、そういった観点も必要ではないかなと思っています。ただ、移転を解消するというだけではなく、県民の利便性、県庁の職員の働き方なども含めて求めていくべきではないかなと思っています。

五十嵐委員長 ほかに御発言ございませんか。

今ほど、菅沢委員、庄司委員から発言がございました。

菅沢委員からは、能登半島地震において財源を確保すること、また、能登、氷見において格差がないような対応をしてほしいという御指摘だったかと思います。

また、庄司委員からは、本庁舎からの移転について、もう少し幅広く考えたほうがいいのかという御意見もいただきました。

皆さん方には、事前に審査報告書(案)をお送りして、御意見あれば事務局に事前に御提出いただくことになっておりました。事前に委員からは意見がございませんでしたが、今ほどお二人から発言がございました。

発言の趣旨及び内容は了解いたしましたので、修正するかどうかも含めて、この御判断を私に御一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

五十嵐委員長 ありがとうございます。